

# 施策分析シート（令和3年度）

No1

<b>施策名</b>	小児医療の充実	<b>施策No</b>	03-06	<b>部課名</b>	健康部生活衛生課		
				<b>課長名</b>	大森	内線	437
<b>関連部課名</b>	健康部健康推進課、保健予防課						
<b>行政評価</b>	<b>分野</b>	Ⅱ 子育て教育都市					
<b>事業体系</b>	<b>政策</b>	03 子育てしやすいまちの形成					

**目的** 小児初期救急医療体制を確保し、病状が急変しやすい子どもの医療の充実を図る。  
医療支援が必要な児童に対する医療費の給付等により、家庭の負担軽減を図るとともに、児童の健全育成・自立の促進を図る。

指	幸福実感指標名	指標の推移			指標に関する質問文
		30年度	元年度	2年度	
①	子育て・教育環境の満足度	3.54	3.59	—	お住まいの地域における子育て・教育に関する事業・サービス・施設などが充実していると思いますか？
②					
③					
④					

  

標	施策の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
①	平日準夜間小児初期救急医療受診者数（人）	3.7	3.8	1.2	3.7	—	1日あたりの平均受診者数
②	小児慢性特定疾病医療費助成新規・更新申請等件数（件）	190	190	223	201	—	3年度見込みは30～2年度の平均
③							
④							
⑤							

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
行政費用	給与関係費	3,425	7,806	4,381	地方税等	0	0	0	
	物件費	24,457	25,480	1,023	国庫支出金	14,383	19,810	5,427	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	8,820	6,045	▲ 2,775	
	扶助費	18,579	36,108	17,529	分担金及び負担金	3,991	4,092	▲ 101	
	補助費等	1,200	3,626	2,426	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	1	1	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	27,194	29,948	2,754	
	賞与・退職給与引当金繰入額	333	1,301	968	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 20,800	▲ 44,373	▲ 23,573	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	47,994	74,321	26,327	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 20,800	▲ 44,373	▲ 23,573	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 20,800	▲ 44,373	▲ 23,573	

  

貸借対照表	勘定科目				勘定科目	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
流動資産	収入未済	0	0	0	流動負債	171	364	193	
	不納欠損引当金	0	0	0	還付未済金	0	0	0	
	その他の流動資産	0	0	0	特別区債	0	0	0	
固定資産	有形固定資産	0	0	0	賞与引当金	171	364	193	
	土地	0	0	0	その他の流動負債	0	0	0	
	建物	0	0	0	固定負債	1,818	4,042	2,224	
	建物減価償却累計額	0	0	0	特別区債	0	0	0	
	工作物等	0	0	0	退職給与引当金	1,818	4,042	2,224	
	工作物等減価償却累計額	0	0	0	その他の固定負債	0	0	0	
	無形固定資産	0	0	0	負債の部合計	1,989	4,406	2,417	
建設仮勘定	0	0	0	正味財産	▲ 1,989	▲ 4,406	▲ 2,417		
その他の固定資産	0	0	0	正味財産の部合計	▲ 1,989	▲ 4,406	▲ 2,417		
資産の部合計	0	0	0	負債及び正味財産の部合計	0	0	0		

### 財務諸表に関する特徴的事項等

○行政費用については、令和2年度から小児慢性特定疾病医療給付事業が都から区に移管されたことから、医療給付等に係る扶助費が全体の48.6%を占めており、次に準夜間小児救急医療事業の委託料を含む物件費が全体の34.3%を占めている。

○行政費用の補助費等、及び、行政収入の国庫支出金の増についても小児慢性特定疾病医療給付事業の移管によるものであり、補助費等は都が一旦負担した医療費の償還払い、国庫支出金は医療費の国庫負担分である。

## 施策の現状・課題・今後の方向性

現状	<p>○平日（月～金）の19時～22時まで（準夜間の3時間）、荒川区医師会館内にて小児科専門医による診療を実施し、病院等が休診の際にも、すぐに対応できるような体制を整えている。</p> <p>○令和2年7月の区立児童相談所設置に伴い、小児慢性特定疾病対策事業が都から区に移管されている。</p>
課題	<p>○小児救急医療体制の整備により、確実な医療体制を確保し安心して子育てができる環境づくりを進める必要がある。</p> <p>○小児慢性特定疾病対策事業の事務移管に伴い、事業対象者や関係医療機関の事務手続き等に混乱が生じないように配慮する必要がある。</p>
今後の方向性	<p>○初期救急医療としての機能を分担し、二次・三次救急病院がその本来の機能を円滑に遂行できるよう、保護者や区民に対する広報を実施していく。</p> <p>○区民に分かりやすく確実な小児初期救急医療体制を確立するため利用者の意見を把握し、医師会等の関係機関と協議していく。</p> <p>○小児慢性特定疾病対策事業について、都や関係医療機関とより一層の連携を図るとともに、事業対象者への適切な周知に努める。</p>

施策の分類		分類についての説明・意見等
3年度	4年度	
推進	推進	次世代を担う子どもの疾病に対応するために、医療体制の整備に重要な施策である。保護者の要望を聞きながら、利用しやすい医療体制の充実を図る必要がある。

施策を構成する事務事業の分類								
事務事業名	事務事業 No	行政費用（千円）		決算額（千円）		施策推進のための分類		分類についての説明・意見等
		元年度	2年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
準夜間小児初期救急医療事業費	09-01-05	26,528	25,892	25,551	24,866	推進	推進	症状が急変しやすい子どもの健康を守る事業として推進する。
小児慢性特定疾病医療費助成	09-02-24	0	27,855	—	25,632	継続	継続	これまで都が事業を実施していたが、令和2年7月に区立児童相談所を設置するに伴い、区の事業となる。小児慢性特定疾病に罹患している児童等の療養支援及び自立促進のため必要な事業として実施する。
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	09-02-25	836	1,451	96	167	継続	継続	小児慢性特定疾病に罹患している児童等の日常生活を支え、自立促進のため必要な事業として、継続して実施する。
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	09-02-26	0	1,354	—	70	継続	継続	これまで都が事業を実施していたが、令和2年7月に区立児童相談所を設置するに伴い、区の事業となる。小児慢性特定疾病に罹患している児童等の健全育成及び自立促進のため必要な事業として実施する。
妊娠高血圧症候群等医療給付事務	09-02-28	1,772	2,092	1,032	809	継続	継続	妊産婦の死亡や未熟児・心身障害児の発生原因となるなど、妊産婦・出生児に対する影響が著しく、妊産婦が早期に適切な医療を受けるために必要な事業であるため、継続して実施する。
未熟児養育医療給付	09-02-29	16,914	14,393	16,174	13,538	継続	継続	未熟児の死亡率を低下させ、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの援助として必要な事業であるため、継続して実施する。
育成医療給付	09-03-08	1,802	1,084	1,383	582	継続	継続	身体に障害のある児童等の自立支援を目的とする事業であるため、継続して実施する。
療育医療給付	09-03-09	144	201	0	0	継続	継続	結核り患児童の入院費用等を助成する事業であるため、継続して実施する。
合計		47,996	74,322	44,236	65,664			